

会 議 録

〈2025年度 愛知県入札監視委員会第4回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2025年度第3四半期における発注工事について総務局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、経済産業局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会、スポーツ局及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。(資料1)

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<p>(建設局の指名停止について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・独占禁止法第3条違反で指名停止となった2つの案件について、違反の内容は何か。</li> </ul> <p>(警察本部の一般競争入札の不調について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転免許試験場コース改修工事における入札不調については、入札参加申込者がすべて辞退したことによるものとのことだが、一般競争入札を指名競争入札に見直ただけで落札（契約）できたのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1つ目は特定特装車製品の製造販売において、共同して販売価格を引き上げることを合意したため。2つ目は跨線橋の点検業務について、あらかじめ受注業者を決定する合意をしたため。</li> <li>・入札不調後、入札参加申込者にヒアリングを行ったところ、可動式立体障害物など一部特殊な部材価格について現状との乖離があることが判明したため、予定価格の見直しを行い、落札（契約）できたものと考えている。</li> </ul>

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、10月から12月までの発注工事について、13局庁等の発注工事の中から、企業庁、農林基盤局、建設局の事案について抽出した旨、報告された。(資料2)

【抽出事案に関する説明及び検討】

○サージタンク耐震補強強（その1-1）工事【企業庁】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・不調後2件に分けて再発注したとのことだが、予定価格自体は当初のものを分割したのか。</li> <li>・トータルとして増えたようだが、現場管理費や資材価格が上がったということか。</li> <li>・前回不調の際に参加した業者が応札したのか。</li> <li>・距離が離れている為、2か所を同時に施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再度設計しており、単純に2分割したわけではない。</li> <li>・それを含め現場を見直し、修正が必要な部分を追加計上した。</li> <li>・前回の参加者は、今回の入札参加資格である主たる営業所の所在地が知立建設事務所管内にあるという要件に該当しないため、応札していない。</li> <li>・スケールメリットを考えた。順番に施工す</li> </ul>

<p>行するのは難しそうだが、当初同時に発注するメリットは何であったのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・もう1件は契約手続中とのことだが、第3四半期に発注できなかったのは何故か。</li> <li>・参加見込み18者に対し、応札者は1者だったが、理由は何か。</li> <li>・当初は入札参加資格要件として、営業所所在地を豊田加茂建設事務所、知立建設事務所、西三河建設事務所管内に置いていることと定めていが、2回目は知立建設事務所管内だけにしたのは何故か。</li> </ul>	<p>ることで、現場管理の負担が増えることはないと思っていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初債務負担工事として、今年度は碧南市の工事箇所、次年度は豊田市の工事箇所を予算を計上していた関係で同時期に発注できなかった。</li> <li>・技術者不足であると推察している。</li> <li>・施工実績を若干緩和したうえで、地域要件について地元の業者を優先した。</li> </ul>
--	--

○県有林野事業 2025年度森林公園の魅力向上事業(ユニットハウス等整備)【農林基盤局】

・主な質疑

質問・意見	回答(要旨)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農林基盤局においては、随意契約は珍しいと思うが、今回はプロポーザル方式によるものであったことが随意契約の理由か。</li> <li>・一般的なユニットハウスとして想像するものからすると数倍の価格設定かと思う。予定価格はどのように考えたか。</li> <li>・契約金額について、募集要項では、業者選定後、協議により契約金額は変えられるというような記載がある。契約金額が妥当かどうかについて、審査において適切であるという評価ならいいが、審査結果を見ると見積金額の妥当性について5人中3人が普通という評価をしている。金額の交渉の余地はなかったのか。</li> <li>・契約上、愛知県産木材を使用することに</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プロポーザル方式によるものであったことが随意契約の理由である。</li> <li>・本施設は公園施設として整備するものであるが、非常時等には場所を移動して活用できる仕様としている。また、農林基盤局として県産木材の活用を推進しており、県産木材の魅力を感じてもらえるような提案を募集したため、その費用も含めている。さらに、継続的に設置するため、建築確認申請をして許可を受けた整備となっており、基礎工事等も含まれている。これらの仕様や設備にかかる費用を含めて、ユニットハウスを扱う業者4者から見積りを取り、契約上限額を決定した。</li> <li>・普通という評価については、提案が契約上限額であることによる審査結果と考えるが、請負契約額は現場の事情等を勘案して決定しており、基本的には工事内容をより良くしていくという形の協議により進めている。現場状況について、実際は電気工事等に多くの費用が必要と聞いているので、契約金額は妥当であったと考える。</li> <li>・愛知県産材の木材トレーサビリティを担保</li> </ul>

<p>なっていると思うが、完成後の確認の方法はどのようなか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・審査基準において、応募が1件の場合は満点81点のうち45点以上で最優秀提案とするとあるが、45点というのはいかに決まっているのか。</li> <li>・プロポーザル方式を選んだ経緯と、今までどのくらい活用しているのかを教えてください。</li> <li>・価格を重視するような業者選定ではないというところで、都市型公園だと Park-PFI などを利用しているかと思うが、そのような形で森林公園についても民間事業者のノウハウを利用するのは難しいのか。</li> </ul>	<p>できる県産材の認証制度により県産材であることを確認できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募が1件の場合は、各審査項目の普通の評価にあたる半分の評価点を取っていれば、求めている最低ラインの提案内容を確保できると考えた。</li> <li>・森林公園では、プロポーザル方式の案件は今回で3回目である。過去にはこどもの家という屋内施設とゴルフ場の工事について実施している。県が行う通常の施設整備においても民間事業者のアイデアを導入する手法として、今回の方式が最適だと考えた。</li> <li>・森林公園はゴルフ場と公園施設に分かれており、ゴルフ場は PFI を導入している。公園施設も PFI や民間活力の導入を検討しているが、採算性等の課題があるため、PFI 手法に限らず、通常の施設整備においても民間事業者のノウハウやアイデアの活用を推進している。</li> </ul>
---	---

○交通安全施設等整備事業費（老朽化対策）の内横断歩道橋修繕工事（04）（週休2日）

【建設局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・近年、県の予定価格が低いことが原因で不調となることは多いが、今回の案件は最低制限価格未満の入札者が多い。塗装工事全体でそうなのか。</li> <li>・歩道橋の耐用年数と補修計画はどうなっているのか。</li> <li>・抽出事案の工事の落札者が別の歩道橋の修繕工事で技術者の配置ができないため、落札決定後に辞退し指名停止となっているが、抽出事案の工事には技術者が配置できたのか。</li> <li>・予定価格が公表されていれば、最低制限価格は推測できないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・塗装工事は落札率が90%程度であることが多い。</li> <li>・耐用年数は概ね50年を想定して設計されている。道路環境によって劣化具合が変わってくるため、5年に1回点検を行い、必要があれば補修を行っている。</li> <li>・同時に2件の歩道橋の修繕工事を発注し、落札者は技術者を2人確保してそれぞれに入札していた。しかし、先に契約していた国の工事で技術者の専任が必要となり、技術者が1人不足したため、抽出事案の工事は契約し、もう1つの工事を落札決定後に辞退した。</li> <li>・予定価格の何%が最低制限価格になるわけではない。業者は県の設計書を元に積み上げて算定するため、業者側では最低制限価格は分からない。</li> </ul>

**【検討結果のまとめ】**

委員会として今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはないが、最低制限価格を下回る業者が多数あった際には、必要に応じて、積算の考え方、価格設定などについて、業者にヒアリングを実施するよう要望する。

**【その他】**

- (1) 次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- (2) 次回の定例会議の日程について